



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

1月末現在 (前月比)

人 □ : 4,530 人 (- 2)
 男 : 2,195 人 (+ 2)
 女 : 2,335 人 (- 4)
 世帯数 : 2,074 世帯 (+ 1)

救急・火災

令和6年1月末

救急 : 31件
 火災 : 0件

伝言板の動き

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています



LINE ライン



ホームページ



サポートメール @防災くねっぶ



Facebook フェイスブック



X (旧 Twitter) エックス



マイ広報紙



子育てアプリ 母子モ

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に係るものに限ります)も納付することができます。

○とき 3月13日(水)・4月10日(水) 17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

町道民税の申告は3月15日まで

所得が少ないために、所得税の申告をしない方でも、町道民税の申告が必要です。

給与所得の方は、給与源泉徴収票や生命保険料、損害保険料、医療費などの領収書と印鑑、事業所得の方は、売り上げや必要経費などの分かる書類を用意し、3月15日(金)までに町民課町民税係へお越しください。

また、マイナンバーと本人確認書類(運転免許証など)も必要ですので、忘れずにご持参ください。

給与所得者で年末調整をした方や所得税の確定申告をした方は、町道民税の申告は必要ありません。

○問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193)

自動車税種別割の住所変更を忘れずに

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引っ越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で変更登録をしてください。

○運輸支局で登録手続きが必要な場合

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(転移登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

※令和6年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

○変更登録が間に合わないときは

道税ホームページの「自動車税種別割変更手続き」から納税通知書の送付先を変更してください。(下記QRを読み取るか、「北海道 自動車税 住所変更」で検索してください)

○問合せ 札幌道税事務所自動車税部 (☎ 011-746-1190)



道税の滞納整理強化月間

3月は、「道税の滞納整理強化月間」です。自動車税・個人事業税・不動産取得税など、全ての道税の滞納整理を行いますので、まだ納税されていない方は、至急納めてください。

○問合せ 北見道税事務所 (☎ 25-8686)

確定申告書は自分で作成し、早めに提出を

令和5年分の所得税および復興特別所得税、贈与税、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は、3月15日(金)です。

確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考にご自身で作成し、早めに提出してください。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax(電子申告)で送信または印刷して郵送などにより提出すると便利です。

「確定申告書等作成コーナー」はスマートフォンやタブレットからもご利用いただけます。

町民課では、所得税確定申告の夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。

○夜間窓口

- ・3月8日(金) 17時30分～19時
- ・3月13日(水) 17時30分～20時

○閉庁日窓口

3月10日(日) 10時30分～13時30分

※夜間および閉庁日の特設窓口は、北見税務署では開設していませんのでご注意ください。なお、特設窓口開設期間において、納税相談および町税や使用料などの収納窓口も開設していますので、併せてご利用ください。

○問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

令和6年分所得税の定額減税のお知らせ

昨年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

大綱では、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)を実施することとされています。今後、関係する税制改正法案が成立した場合には令和6年6月から定額減税が実施されます。

定額減税の概要は以下の通りです。

○定額減税の対象となる方

令和6年所得税について、定額による所得税の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者

で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方(給与収入のみの方は給与収入が2,000万円以下の方)

※給与収入のみの方で子ども・特別障がい者などを有する方などの所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

○定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合は、その所得税額が限度となります

- ①本人(居住者に限る) 3万円
- ②同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限る) 一人につき3万円

○問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

消費税および地方消費税の確定申告

令和5年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告は、4月1日(月)が申告と納付の期限となっています。

○消費税および地方消費税の申告書は国税庁ホームページから作成できます

右記QR「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書はe-Taxで送信できます



○消費税および地方消費税の納付は、「振替納税」が便利です

「振替納税」をした場合の振り替え日は4月30日(火)です。詳細は右記QRからご覧ください



○問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

相続登記義務化のお知らせ

相続登記義務化の制度が令和6年4月から始まります。この制度により、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に登記申請をしなければなりません。

相続登記の申請は専門家である司法書士に依頼することができます。また、登記手続きに必要な書類のご案内については、下記より釧路地方法務局ホームページまたは登記手続き案内をご利用ください。(予約が必要となり、電話でのご説明となります)

○問合せ

・釧路司法書士会(無料相談受付) (☎ 0120-13-7832)

・釧路地方法務局登記部門 (☎ 0154-31-5021)



釧路地方法務局 ホームページ

伝言板の動き